

議案第101号

三田市ふれあいと創造の里条例等の一部を改正する条例の制定について

三田市ふれあいと創造の里条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年12月3日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市ふれあいと創造の里条例等の一部を改正する条例

(三田市ふれあいと創造の里条例の一部改正)

第1条 三田市ふれあいと創造の里条例（平成8年三田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 本庄ふれあいセンター

第3条第2項中「ふれあい館」を「本庄ふれあいセンター」に改め、同条第3項第4号中「ふれあい館」を「本庄ふれあいセンター」に改め、「高齢者をはじめとする」を削り、「向上」の次に「並びにコミュニティの形成」を加える。

第3条の2第1号中「ふれあい館」を「本庄ふれあいセンター」に改める。

(三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例（平成24年三田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表の5ふれあい館の改正規定中「5 ふれあい館」を「5 本庄ふれあいセンター」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は平成25年4月2日から、第2条の規定は公布の日から施行する。